生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成 26年12月生駒市条例第47号)新旧対照表

改正前

(従業者の員数)

(従業者の員数)

第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護 予防支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供 に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有す る職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

(管理者)

- 第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管 理者を置かなければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならな い。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指 定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事 業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとす る。

第4条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当 該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当た る必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員

(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

改正後

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係 る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数 の介護支援専門員を置かなければならない。

(管理者)

- 第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護 予防支援事業所」という。)ごとに常勤の管理者を置かなければならない。
- 2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の 規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。 ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介 護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者 である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定に より置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条 の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任 介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専 門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について は、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理 者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、 次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職 務に従事する場合
  - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予 防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

### 第6条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

#### 4 略

- (1) 略
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により 一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファ イルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5~8 略

(利用料等の受領)

第12条 略

(内容及び手続の説明及び同意)

# 第6条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

#### 4 略

- (1) 略
- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5~8 略

(利用料等の受領)

# 第12条 略

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前 条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介 護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定 介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなけれ ばならない。

(1)~(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を 実施する介護支援専門員が、第2条並びにこの章及び次章の規定を遵守す るよう措置させなければならないこと。

(掲示)

- 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場 所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指 定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に 閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第30条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関 する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。

者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前 条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指 定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、 法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場 合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を 実施する介護支援専門員が、第2条並びにこの章及び次章の規定(第32条 第29号及び第30号の規定を除く。)を遵守するよう措置させなければなら ないこと。

(掲示)

- 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場 所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要 事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防 支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載 しなければならない。

(記録の整備)

第30条 略

する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。

- (1) 略
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳ア〜ウ 略
  - エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録

才 略

- (3) 第17条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第28条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 3 略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
- (1) · (2) 略

- (3)~(15) 略
- (16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1 回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい

- (1) 略
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳ア〜ウ 略
  - エ 第32条第15号の規定による評価の結果の記録

才 略

- (3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限 する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。) の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない 理由の記録
- (4) 第17条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第28条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 3 略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
  - (1) · (2) 略
  - (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者 等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束等を行ってはならない。
  - (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の 利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
  - (3)~(15) 略
  - (16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
    - ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1 回、利用者に面接すること。

変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

<u>イ</u> 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

<u>ウ</u> 略

(17)~(28) 略

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行う こと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提 供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号におい て単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、 利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない 期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接すること ができる。
  - (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
  - (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の 医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
    - a 利用者の心身の状況が安定していること。
    - **b** 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
    - <u>c</u> 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- <u>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化が</u> あったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- 工 利用者の居宅を訪問しない月(イただし書の規定によりテレビ電話 装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

<u>才</u>略

(17)~(28) 略

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115 条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合に は、その求めに応じなければならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前各号に

### (電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。)及び第32条第26号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

### 2 略

掲げるもののほか、研修の受講、地域包括支援センターと連携したアセスメントの実施その他の適切な指定介護予防支援の提供及び地域包括支援センターとの効果的な連携のために行うべきものとして市長が別に定める事項を遵守しなければならない。

# (電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。)及び第32条第26号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

### 2 略